

1 競争参加する者に必要な事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する物品等の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 資格審査結果通知書の写しを提出すること。

(6) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

2 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除 但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除（但し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

3 落札決定方法

単価による。消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、税抜単価を入札書に記載する。なお、落札者となるべき最低入札が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

4 再度入札

(1) 再度入札があった場合は、直ちに行うものとする。

(2) 郵便入札があった場合、再度の入札は令和6年5月16日（木）14時に沼田弾薬支処2階会議室にて執行する。

(3) 初度の入札に遅れた入札書は、再度の入札には参加できる。

5 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 入札金額が判別し難い入札。
- (3) 入札書の単価が訂正されているもの。
- (4) 入札心得に記載されている「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合の入札。
- (5) 入札書に押印を省略する場合において、責任者及び担当者の氏名及び連絡先が記入されていない、或いは判別し難いもの。
- (6) 入札書に押印を省略しない場合において、入札者の押印がされていない、或いは印影が判別し難いもの。
- (7) 電報及び電話による入札。
- (8) その他入札に関する条例に違反した入札。

6 品目内訳書及び入札書

- (1) 品目内訳書及び入札書は、北海道補給処沼田弾薬支処会計科で配布する。(北海道補給処ホームページに掲載)
- (2) 入札書は当会計科所定のものを使用すること。
- (3) 入札書等の押印は省略することができる。
 - ア 入札書の押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。
 - イ 入札書の押印を省略しない場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記入は不要。
 - ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。委任状の押印については入札書の押印省略に準ずる。

7 郵便入札

- (1) 小封筒に入札書を入れて封印し、それと資格審査結果通知書(写)を「入札書在中」と記載された封筒に入れること。
- (2) 初度の入札書は令和6年5月13日(月)17時必着とする。
- (3) 再度の入札書は令和6年5月16日(木)12時必着とする。

8 その他

- (1) 入札参加を希望される方は会場準備の都合上会計科担当者まで連絡ください。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項については、北海道補給処ホームページの契約及び入札心得にて確認すること。
- (3) 入札に関する事項の問合せ先
北海道補給処沼田弾薬支処 会計科 (担当：小枝)
TEL 0164-35-1910 (内線：250)
- (4) 掲示場所：旭川・滝川・留萌の各駐屯地会計隊 旭川・滝川の各商工会議所・沼田町商工会
- (5) 掲示期間：令和6年4月24日(水)～令和6年5月14日(火)